

平成20年第1回阿波市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成20年3月19日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（21名）

1番 森本節弘	2番 江澤信明
3番 正木文男	4番 笠井高章
5番 児玉敬二	6番 松永涉
7番 篠原啓治	8番 吉田正
10番 木村松雄	11番 阿部雅志
12番 岩本雅雄	13番 稲井隆伸
14番 武田 矯	15番 月岡永治
16番 三木康弘	17番 香西和好
18番 出口治男	19番 原田定信
20番 三浦三一	21番 稲岡正一
22番 吉川精二	

欠席議員（なし）

会議録署名議員

5番 児玉敬二	6番 松永涉
---------	--------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 小笠原 幸	副市長 野崎 國勝
収入役 光永 健次	教育長 板野 正
総務部長 八坂 和男	市民部長 洙田 藤男
健康福祉部長 秋山 一幸	産業建設部長 吉岡 聖司
教育次長 森口 純司	総務部次長 田村 豊
市民部次長 岡島 義広	健康福祉部次長 笠井 恒美
産業建設部次長 岩脇 正治	吉野支所長 岡村 清
土成支所長 佐藤 吉子	市場支所長 成谷 洋子
財政課長 遠度 重雄	水道課長 森本 浩幸
農業委員会局長 大西 利夫	

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 藤 井 正 助

事務局主幹 平 岡 道 代

事務局長補佐 友 行 仁 美

事務局主任 加 納 一 郎

議事日程

日程第 1 議案第 1 号 平成19年度阿波市一般会計補正予算（第4号）について

日程第 2 議案第 2 号 平成19年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第 3 議案第 3 号 平成19年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第4号）について

日程第 4 議案第 4 号 平成20年度阿波市一般会計予算について

日程第 5 議案第 5 号 平成20年度阿波市御所財産区特別会計予算について

日程第 6 議案第 6 号 平成20年度阿波市国民健康保険特別会計予算について

日程第 7 議案第 7 号 平成20年度阿波市老人保健特別会計予算について

日程第 8 議案第 8 号 平成20年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 9 議案第 9 号 平成20年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算について

日程第10 議案第10号 平成20年度阿波市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について

日程第11 議案第11号 平成20年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

日程第12 議案第12号 平成20年度阿波市介護保険特別会計予算について

日程第13 議案第13号 平成20年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計予算について

日程第14 議案第14号 平成20年度阿波市水道事業会計予算について

日程第15 議案第15号 阿波市行政組織条例の一部改正について

日程第16 議案第16号 阿波市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第17 議案第17号 阿波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

日程第18 議案第18号 市長及び副市長の給与条例及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改

正について

- 日程第 19 議案第 19 号 阿波市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 日程第 20 議案第 20 号 阿波市ケーブルネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 21 議案第 21 号 阿波市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 22 議案第 22 号 阿波市後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 日程第 23 議案第 23 号 阿波市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 24 議案第 24 号 低開発地域工業開発地区の指定に伴う市税課税免除に関する条例の廃止について
- 日程第 25 議案第 25 号 阿波市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第 26 議案第 26 号 阿波市介護保険条例の一部改正について
- 日程第 27 議案第 27 号 阿波市高齢者支援事業に関する条例の一部改正について
- 日程第 28 議案第 28 号 阿波市共同作業所の設置条例の廃止について
- 日程第 29 議案第 29 号 阿波市保健センター設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 30 議案第 30 号 阿波健康福祉センター設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 31 議案第 31 号 阿波市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第 32 議案第 32 号 阿波市工場設置奨励条例の一部改正について
- 日程第 33 議案第 33 号 阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 34 議案第 34 号 阿波市立学校設置条例の全部改正について
- 日程第 35 議案第 35 号 阿波市立学校施設使用条例の一部改正について
- 日程第 36 議案第 36 号 阿波市奨学金交付条例の一部改正について
- 日程第 37 議案第 37 号 阿波市ケーブルテレビ施設整備工事（第 2 工区）変更請負契約の締結について

日程第 38 議案第 38 号 阿波市ケーブルテレビ施設整備工事（第 3 工区）変更請負
契約の締結について

日程第 39 議案第 39 号 阿波市道路線の認定について

日程第 40 議案第 40 号 阿波市道路線の変更について

日程第 41 陳情第 1 号 政府に「非核日本宣言」を求める意見書の提出に関する陳
情書について

（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第 42 議案第 41 号 公平委員会委員の選任について

日程第 43 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 44 発議第 2 号 非核日本宣言を求める意見書の提出について

（説明・質疑・討論・採決）

日程第 45 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について

追加日程第 1 発議第 3 号 公営施設（事業）民営化特別委員会の設置について

追加日程第 2 副議長辞職の件について

追加日程第 3 副議長選挙について

追加日程第 4 議長辞職の件について

追加日程第 5 議長選挙について

追加日程第 6 議案第 42 号 監査委員（議会選出）の選任について

議会広報特別委員会委員の選任について

庁舎特別委員会委員の選任について

地域活性化インターチェンジ調査特別委員会委員の選任について

公営施設（事業）民営化特別委員会の選任について

追加日程第 7 徳島中央広域連合議会の議員選出について

追加日程第 8 中央広域環境施設組合議会の議員選出について

追加日程第 9 阿北火葬場管理組合議会の議員選出について

追加日程第 10 阿北特別養護老人ホーム組合議会の議員選出について

追加日程第 11 阿北環境整備組合議会の議員選出について

追加日程第 12 板野郡西部学校給食組合議会の議員選出について

追加日程第 13 推薦第 1 号 農業委員会委員の推薦について

午前10時00分 開議

○議長（三木康弘君） それでは、ただいまの出席議員数は20名で定足数に達しており、議会は成立をいたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程の前に、協議事項を全員協議会を開いて協議したいと思いますので、委員会室へご参集をお願いをいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時01分 休憩

午前10時36分 再開

○議長（三木康弘君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

日程第 1 議案第 1号 平成19年度阿波市一般会計補正予算（第4号）について

日程第 2 議案第 2号 平成19年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第 3 議案第 3号 平成19年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第4号）について

日程第 4 議案第 4号 平成20年度阿波市一般会計予算について

日程第 5 議案第 5号 平成20年度阿波市御所財産区特別会計予算について

日程第 6 議案第 6号 平成20年度阿波市国民健康保険特別会計予算について

日程第 7 議案第 7号 平成20年度阿波市老人保健特別会計予算について

日程第 8 議案第 8号 平成20年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 9 議案第 9号 平成20年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算について

日程第10 議案第10号 平成20年度阿波市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について

日程第11 議案第11号 平成20年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予

算について

- 日程第 1 2 議案第 1 2 号 平成 2 0 年度阿波市介護保険特別会計予算について
- 日程第 1 3 議案第 1 3 号 平成 2 0 年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第 1 4 議案第 1 4 号 平成 2 0 年度阿波市水道事業会計予算について
- 日程第 1 5 議案第 1 5 号 阿波市行政組織条例の一部改正について
- 日程第 1 6 議案第 1 6 号 阿波市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 7 議案第 1 7 号 阿波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 8 議案第 1 8 号 市長及び副市長の給与条例及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 9 議案第 1 9 号 阿波市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 0 議案第 2 0 号 阿波市ケーブルネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 1 議案第 2 1 号 阿波市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 2 2 議案第 2 2 号 阿波市後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 日程第 2 3 議案第 2 3 号 阿波市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 4 議案第 2 4 号 低開発地域工業開発地区の指定に伴う市税課税免除に関する条例の廃止について
- 日程第 2 5 議案第 2 5 号 阿波市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 6 議案第 2 6 号 阿波市介護保険条例の一部改正について
- 日程第 2 7 議案第 2 7 号 阿波市高齢者支援事業に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 8 議案第 2 8 号 阿波市共同作業所の設置条例の廃止について
- 日程第 2 9 議案第 2 9 号 阿波市保健センター設置及び管理に関する条例の一部改正について

- 日程第 3 0 議案第 3 0 号 阿波健康福祉センター設置及び管理に関する条例の一部  
改正について
- 日程第 3 1 議案第 3 1 号 阿波市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する  
条例の一部改正について
- 日程第 3 2 議案第 3 2 号 阿波市工場設置奨励条例の一部改正について
- 日程第 3 3 議案第 3 3 号 阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正に  
ついて
- 日程第 3 4 議案第 3 4 号 阿波市立学校設置条例の全部改正について
- 日程第 3 5 議案第 3 5 号 阿波市立学校施設使用条例の一部改正について
- 日程第 3 6 議案第 3 6 号 阿波市奨学金交付条例の一部改正について
- 日程第 3 7 議案第 3 7 号 阿波市ケーブルテレビ施設整備工事（第 2 工区）変更請  
負契約の締結について
- 日程第 3 8 議案第 3 8 号 阿波市ケーブルテレビ施設整備工事（第 3 工区）変更請  
負契約の締結について
- 日程第 3 9 議案第 3 9 号 阿波市道路線の認定について
- 日程第 4 0 議案第 4 0 号 阿波市道路線の変更について
- 日程第 4 1 陳情第 1 号 政府に「非核日本宣言」を求める意見書の提出に関する  
陳情書について

○議長（三木康弘君） 日程第 1、議案第 1 号から日程第 4 1、陳情第 1 号までを議題と  
いたします。

以上の案件につきましては、各常任委員会に付託してありますので、各委員長の報告を  
求めます。

総務常任委員会委員長松永渉君。

○総務常任委員長（松永 渉君） 議長のご指名がございましたので、総務常任委員会の  
審査結果と経過についてご報告を申し上げます。

本委員会は、去る 3 月 1 1 日に会議を開き、付託されました市長提出議案 2 0 件、陳情  
1 件につきまして慎重に審査を行いました。その結果、提出議案につきましてはいずれも  
原案のとおり可決及び採択すべきものと決定いたしました。

次に、審査の経過であります、その内容の主なものについて簡単にご報告を申し上げ  
ます。

まず、議案第1号平成19年度阿波市一般会計補正予算（第4号）所管部分について、総務部関係として、委員より、繰越明許費の土木費、中央道整備事業の9,720万円について金額が多いように思うが、どの工事が繰越明許になっているのか、また繰越明許になった理由は何かという質疑がありました。理事者から、路線名を挙げると、市場町で日吉興崎線、阿波町で伊勢山王線、中央東西線、土成町で通学横道線、はざま法教田線、諏訪馬場線の6路線で、主な理由として、地元地権者の反対で測量の了解が得られず事業が進まなかったり、移転の補償交渉に時間を要したり、吉野川北岸用水との交渉に手間取ったなどで、3月いっぱい終わることが困難であるという答弁でありました。この答弁に対し、委員から、ほとんどが工事の進捗より地元の話ができていないということは、繰越明許費を設定し、工期を延長してできる工事ばかりなのかという質疑がありました。理事者から、19年で繰り越して、20年でやっていくことになるが、20年度でできるのではないかと思う。また、繰越明許については、計画がしっかりしていれば、事故繰り越し以外は本来するべきではないと思っている。特に、事業課について十分指導徹底していきたいとの答弁でした。委員からは、繰越明許というのは、やむを得ないとき最低限することであり、大きな金額が残ること自体おかしい、事業を担当する方がもっと計画を綿密に組んで、地権者の方の同意なりを完全にとり、その事業が推進できるようにして、繰越明許をできるだけ最小限にするよう努力していただきたいとの厳しい意見がありました。

市民部関係としては、委員より、空中写真撮影等業務委託料について、建設課の方に予算が組んでいるのがわからず予算計上をしていたのか、どこかで調整してまとめなければいけない、要らなかったら減額したというのはおかしい、このようなことは絶対あってはならないことで、予算査定のときに重複というのはおかしいので、もう少し慎重に考えてやらなければいけないと思うが、このことについてどう考えているかという質疑がありました。理事者からは、管理課の方で委託する予定で、税務課の方も委託する予定であるということがわかり、話し合いをして税務課で組んでいた方を削るということにしたという答弁でありました。

次に、議案第4号平成20年度阿波市一般会計予算所管部分の総務部関係について。委員から、木造住宅の耐震化支援ということで、昨年度実績は何件ぐらい耐震調査をし、何件ぐらいの工事をしたのかとの質疑がありました。理事者から、平成19年度は当初予定していた20戸の診断を行い、今年度も20戸を予定している、1戸6万円の耐震診断の委託料を予定しており、改修については19年度は1戸だけで、補助金を出した。一応の



診断を受け、悪いと言われても、すぐ改修しない人が多い、1戸当たり60万円の補助金があるので、悪いという場合は改修を進めていきたいので、今年度は240万円の予算計上をしているとの答弁でありました。

委員より、通信運搬費について。今は個人情報があり、郵便局から直接配達するということだが、個人情報にかからないようなもので、行政から各自治会を通して配達されるものも含まれているのかどうかという質疑がありました。理事者から、町の文書に関しては従来は自治会長を通じいろんな文書をお願いしていた経緯があるが、合併して町が大きくなり、自治会数も400余りになり、全体の経費節減を図るため、お知らせ自体を月1回各課から出し、個人通知でないものについては主に広報紙に掲載したり、ケーブルテレビや防災無線で対応し、できるだけ経費の節減に努力しているとの答弁でありました。

市民部関係としては、委員より、使用料及び賃借料の1,649万2,000円が計上されているが、この内容についての質疑がありました。理事者より、住基ネットワークの使用料が249万円と戸籍のリース料があり、旧の市場町と阿波町については戸籍を電算化し、既にリース料は終了しているが、土成町と吉野町が合併前に電算化しており、その分のリース料で、土成町では年間632万6,000円、吉野町が624万5,000円が主なものであるとの答弁でありました。

また、阿波市で住基カードを使った人数はどのくらいか、住基ネットはどのように活用しているのかとの質疑があり、理事者から、住基ネットの活用で大きなものは、年金関係が処理されるようになっている、また転入、転出の人が全国どこへ行っても処理できる形になっており、これからは住基ネットに載せて、国保など多目的に考えていったらいいという話が全国的に出ており、大都市から取り組んでいっているという状況である、取得者の人数は、平成17年、18年度は50人程度であったが、平成19年度から公的個人認証をつけて税金の電子申告に使用することになり、3月現在で170件ほどの申請があった、またことしの5月から住民基本台帳法と戸籍法が変わることになり、戸籍抄本や住民票を申請するときに写真つきの身分証明証が必要となり、そのときには写真つきの住基カードを持参することにより、すぐ対応できるものと思っているとの答弁でありました。

次に、議案第5号平成20年度阿波市御所財産区特別会計予算について。委員より、平成17年4月1日の合併時に、各町村が持っているすべての財産も借金も新市阿波市に引き継ぐということで旧町村全部が賛成し議決になったと思うが、御所財産区だけが残っているが、その経緯等についての質疑がありました。理事者より、財産区は昭和30年の町

村合併時、合併を促進するため特別の自治法ができ、財産区として認められ、これを処分するには県知事の許可が必要であり、全員の同意がとれない状況で処分できないので、御所カントリーに売却できず、借地として現在に至っておるとの答弁でありました。

次に、議案第8号平成20年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について。委員より、75歳以上の方がいると、1戸当たりが金額的に少し安くなるという話を聞いたが、その家族の中にも一緒に保険税であるのか、また75歳以上で後期高齢者の方に移れば保険料が安くなるのか、その差額が生まれるということなのかという質疑がありました。理事者から、原則的には、普通の75歳に到達していない人については、所得、家族状況が同じであれば一緒であり、今まで国保の中に75歳の方がいると人数割が加味され、所得があった場合は所得割も加味されるが、75歳以上の方が国保から後期高齢者に移った場合は、後期高齢者の方で保険料を支払います、国保に残った人について課税されますが、当時減額世帯であれば、抜けても減額世帯とするような措置がとられるとの答弁でありました。

次に、議案第15号阿波市行政組織条例の一部改正について。委員から、工事の検査関係が産業建設部から総務部の方に所管がえをするということだが、内容的にどのような構造を持っているのかとの質疑がありました。理事者から、今までは入札、契約及び検査についてのすべての事務をそれぞれの所管課の方で担当していたが、これからは電子入札とか一般競争入札、また総合評価方式など、いろいろな課題があり、今回専門的なことをどこか1カ所にまとめる体制をつくるということで、総務部の防災対策課の中に入札、契約、検査をする専門の検査担当に嘱託職員をお願いし、現在の防災担当とは別の事務体制の配置を考えているとの答弁でありました。

次に、議案第20号阿波市ケーブルネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について。委員より、集合住宅所有のオーナーさんが加入契約しなければ現在テレビが見れないという状況だが、個人的に加入したいと言えば、その金額を出せば加入できるのかという質疑がありました。理事者から、集合住宅の加入金はオーナーさんが当初加入するときに支払いしていただくもので、その後そこに住まわれる方のものではなく、現在加入しているマンションについてはこの定めにとって加入しているので、指摘のような場合について現在加入できていない現状であろうと思うが、現在のところは今まで進めてきた定めを通したいと考えているとの答弁でした。委員から、オーナーさんの許可をとれば、個人的に加入できるような救済措置を考えていただきたいとの要望がありまし

た。

次に、議案第37号阿波市ケーブルテレビ施設整備工事（第2工区）変更請負契約の締結について。委員から、契約の中で国行4号橋の崩落したことについて、取り残された車についての慰謝料等はこの中に含まれていないと思うが、補償についてはどうなるのかとの質疑がありました。理事者から、昨年11月15日に阿波市のケーブルテレビ施設整備工事車両が市場町大影で橋の崩落により荷台が取り残されました、現場については、建設部局で対処していただき、香川県分の崩落した橋は既に取り除かれており、現在半分残っていた阿波市分についても取り除いている、取り除かれた香川県分については、仮設を完了しており、阿波市の半分については、仮設橋が完成し次第、中に残された車両、あるいは家の家財道具等を運び出す予定を計画しており、これに係る経費はこの変更契約の中に含まれていません、また補償というか請求については、業者から事故のあった当時、いつ出せるようになるのかといった相談は何度かあったが、経費や金額の提示等については一切請求を受けていないというのが今の現状であるとの答弁でした。

次に、政府に「非核日本宣言」を求める意見書の提出に関する陳情書については採択されましたので、意見書を議員発議として提出することを決定いたしました。

以上、総務常任委員会の審査結果と経過の報告とさせていただきます。

その他の詳しい内容につきましては、会議録を調製し、議長に提出しておりますので、事務局でご高覧ください。

以上、総務委員会の報告といたします。

○議長（三木康弘君） 以上で総務常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまから委員長報告についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 質疑なしと認めます。

これで総務常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、文教厚生常任委員会委員長木村松雄君の報告を求めます。

木村松雄君。

○文教厚生常任委員長（木村松雄君） ただいま議長のご指名がございましたので、文教厚生常任委員会の審査の結果と経過についてご報告申し上げます。

本委員会は、去る3月12日に会議を開き、付託されました16件について審査いたし

ました結果、付託案件については、すべて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、審査の経過の主なものについて簡単にご報告申し上げます。

まず、議案第1号平成19年度阿波市一般会計補正予算（第4号）所管部分について。教育関係として、委員より、教育費の中の繰越明許費で校舎補強判定委員会委託業務を繰り越した理由、また耐震の事前審査が厳しくなっているようだが、これにより平成20年度土成中学校の耐震補強事業に影響は出ないのかとの質疑があり、土成中学校の校舎補強判定委員会委託業務については、事業の増加により判定委員会の業務が集中しており、判定がおろるのが4月中ごろになるということで、20年度に繰り越した。工事については、20年度で予算を計上しているので、入札は20年度で執行するとの答弁でした。

委員より、減額補正が多過ぎる、効率的な予算編成ができていないのではないか、適正な予算編成ができれば、他の事業に予算配分ができるように思うが、その改善策はどう考えているのかとの質疑があり、当初予算額の計上については、積算根拠により行っており、入札執行後の金額を見越しての予算計上は難しいと思う、ただ入札執行した後に金額が決まり次第、直近の議会で減額をお願いしたいとの答弁でした。

次に、議案第4号平成20年度阿波市一般会計予算所管部分について。健康福祉部関係として、委員より、少子化対策の一環として妊婦を公共交通機関や公害等の生活環境から守るため、マタニティーチェーンホルダー交付事業を予算化しているが、現在の車社会から妊婦を守るために、車に張れるようなステッカーをつくり、配布をしてはどうかとの質疑があり、マタニティーチェーンホルダーについては、母子手帳の交付時に配布する予定ですが、なおステッカーの配布についても予算の範囲内でどの程度実施できるか検討してみたいとの答弁でした。

委員より、老人ホームの扶助費2,700万円、50人定員だったら1人当たりになると多過ぎるのではないか、食材費が主だと思うが、他に扶助費としてはどういうものがあるのか、また食材費は入居者からとっていないのか、入居者の負担というのはどういうものかとの質疑があり、扶助費の内容は、食材、給食費が主で、合併前からお年寄りのために使う費用ということで、いろいろなものに支出されている、主に食料費は1,400万円、他にトイレトペーパー、シーツの交換、電気、ガス、水道代等で500万円、消耗品でクリーニング代、レクリエーション消耗品、花見、一日遠足等の費用が約400万円、誕生の祝い金、介護保険料の負担等で約400万円です、また食材費には、特別に取

っていない、入居者の負担については、その方の収入の状況に応じて、厚生労働省の基準に定められた負担金を徴収している、最高額で約8万円、最低は生活保護者、無収入の方もいるので、負担金はゼロですとの答弁でした。

次に、教育関係として、委員より、小・中学校の管理費及び教育振興費が前年度より減額になっているが、この予算で例年どおりの教育活動ができるのか、教育振興費については別の観点でとらえ、めり張りをつけて予算処置をしてはどうかとの質疑があり、阿波市の財政状況が厳しいということで、予算編成方針に基づき、教育委員会としても物件費等について5%から10%カットを前提とし、支障のない限り削減に努めた、予算的には減額になっているが、中身については今まで以上にやっていると考えているし、教育にしっかり力を入れたいと思う、また今後必要な経費が生じた場合は補正で対応していきたいとの答弁でした。

次に、市民部関係として、委員より、火葬場の使用料金について。旧の板野郡、旧の阿波郡で極端に差があるが、同じ市民なのに差があるのはおかしいと思う、すべてを阿北火葬場で火葬してはどうか。これにより財政が非常に厳しい中、阿北火葬場管理組合負担金3,300万円に人口割が増額になるとはいえ、吉野川市の鴨島斎場利用委託料の1,800万円が削減できるのではないかと質疑があり、吉野川市、上板等と構成している一部事務組合は多くある、それぞれ運営主体が異なっているが、市がそれぞれ自治体の人口等の状況により経費を負担している、関係市町村と協議し、副市長、副町長、担当部長等で幹事会を立ち上げてはどうかと呼びかけており、4月中には幹事会を開こうと思っている、その中で火葬場問題についても協議していきたいとの答弁でした。

次に、議案第12号平成20年度阿波市介護保険特別会計予算について。委員より、居宅介護福祉用具購入費と居宅介護住宅改修費の内容と、これに該当するのは介護度が関係するののかとの質疑があり、介護福祉用具購入費については、簡易な福祉用具、例えば便座、入浴補助いす等を購入して、できるだけその人の自立につなげていこうというサービスで、居宅介護住宅改修費については、手すりの取り付け、段差の解消、和式から洋式便器の交換等、簡易な住宅改修をすることにより自立に向けた生活支援を行うものです、要支援、介護の認定を受けていれば、介護度に関係なく一律に福祉用具の購入は限度額が10万円まで、自宅改修は20万円が限度で、そのうち自己負担が1割ですとの答弁でした。

以上、文教厚生常任委員会の審査の結果と経過の報告とさせていただきます。

その他詳しい内容につきましては、会議録を調製し、議長に提出しておりますので、事務局でご高覧ください。

以上でございます。

○議長（三木康弘君） 文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 質疑なしと認めます。

これで文教厚生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員会委員長児玉敬二君の報告を求めます。

児玉敬二君。

○産業建設常任委員長（児玉敬二君） 議長の指名がございましたので、ただいまから産業建設常任委員会の審査の結果並びに経過についてご報告を申し上げます。

本委員会は、去る3月13日、全員出席のもと会議を開き、付託案件の審査をいたしました。

案件は、予算4件、条例2件、その他2件であります。

慎重に審査を行った結果、付託された議案については、すべて原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、審査の過程であります、その内容の主なものについて概要を申し上げます。

まず、産業建設部関係として、議案第1号平成19年度阿波市一般会計補正予算（第4号）について所管部分であります、委員より、今回の補正予算は、農林水産業費、土木費などにおいてほとんどのところが減額補正となっている、もともとが緊縮予算であり、限られた予算を十分に活用できていないのではないかと、またこの主な原因は何かとの質疑があり、理事者より、市としてはすべての事業を計画どおり執行したいという願いはあるが、用地の承諾がなかなか得られず、交渉が長引いているといった諸般の事情により減額予算と不用額での処理となっている、また入札差額金もかなり出ているとの答弁でございました。

また、委員より、合併後3年が経過し、旧町ごとの事業の発注、進捗状況などに偏りがあるように思われるが、市全体のバランスという点についてどのように考えているかとの質疑があり、理事者より、市単独事業については旧4町の配分なども考慮しながら事業を推進している、ただ交付金事業による道路整備などが長期の計画で進められているよう

に、それぞれ旧町からの継続した事業があり、なかなか一度には解消できないという事情もある、今後においても4町が足並みをそろえて気持ちよく進んでいけるような方法をとっていききたいとの答弁でございました。

続いて、委員より、繰越明許費は従来から自然災害などにより事業がおくれた場合などに計上すべきものであるが、これを簡単に考えているように思える、平成20年度予算では極力少なくしてもらいたい、また入札の指名審査に関し、測量設計の委託なども含め、近隣の市と比較しても市外業者の参加が多いように思われるが、市内業者の育成に対する考え方、そのための方策について質疑があり、理事者より、平成19年度の事業においては産業建設部関係で175件の入札を実施しており、そのうち25件が市外業者、また市外業者とのJV（ジョイントベンチャー）となっている、地元育成は当然重要なことで、地区割り、分割発注などの配慮を念頭に置いての指名審査もされている、特殊な業務については、市内業者が全くいない場合や一、二業者しかないことがあり、5社以上という大前提があるので、過去の実績などを踏まえて市外業者も選定してもらっている、できるだけ市内業者を優先という形は変わっておらず、今後ともそのようにしていきたいと考えているとの答弁でございました。

また、委員より、JA阿波町の国庫補助金施設の目的外使用にかかわる国への補助金返還のために計上された歳入の農林水産業雑入返還金及び歳出の農業振興費返還金428万7,000円について、補助金が旧阿波町を通じて交付されており、返還についても本市と県を経由するという説明があったが、市としての責任をどのように考えているのか、また同様のものを含め、市から支出する補助金はたくさんあると思うが、補助金交付に関し適正に執行するためのシステムを構築する必要があるのではないかと質疑があり、理事者より、この補助金の財源はすべて国費であるが、窓口となる市町村が交付決定通知を出す以上、指導監督の部分での責任があり、その点が十分ではなかった、今後このような国、県の補助金を市を通じて交付する、いわゆるトンネル補助事業を含め、補助金の交付先への適正指導、監督の強化に努めたいとの答弁でございました。

なお、この案件は、起立採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続いて、議案第4号平成20年度阿波市一般会計予算について所管部分、議案第32号阿波市工場設置奨励条例の一部改正について、議案第33号阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第39号阿波市道路線の認定について及び議案第

40号阿波市道路線の変更についての以上5議案は、それぞれ理事者より詳細説明を受け、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、水道課関係であります。議案第13号平成20年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計予算について及び議案第14号平成20年度阿波市水道事業会計予算についての2議案は、それぞれ理事者より詳細説明を受け、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、産業建設常任委員会における審査の報告とさせていただきます。

その他詳しい内容につきましては、会議録を調製し、議長に提出しておりますので、事務局でご高覧ください。

以上でございます。

○議長（三木康弘君） 産業建設常任委員長の報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 質疑なしと認めます。

これで産業建設常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

以上で各常任委員会委員長の報告を終わります。

これより討論に入りますが、討論通告書が提出されておられませんので、討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第1号平成19年度阿波市一般会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。

各常任委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号平成19年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第3号平成19年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第4号）についての2件を一括して採決いたします。

委員長の報告はいずれも可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありま



せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号平成20年度阿波市一般会計予算についてを採決いたします。

各常任委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号平成20年度阿波市御所財産区特別会計予算についてから議案第14号平成20年度阿波市水道事業会計予算についてまでの計10件を一括して採決いたします。

委員長の報告はいずれも可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号から議案第14号までは原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号阿波市行政組織条例の一部改正についてから議案第36号阿波市奨学金交付条例の一部改正についてまでの計22件を一括して採決いたします。

委員長の報告はいずれも可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号から議案第36号までは原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号阿波市ケーブルテレビ施設整備工事（第2工区）変更請負契約の締結についてから議案第40号阿波市道路線の変更についてまでの計4件を一括して採決いたします。

委員長の報告はいずれも可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号から議案第40号までは原案のとおり可決されました。

次に、陳情第1号政府に「非核日本宣言」を求める意見書の提出に関する陳情書についてを採決いたします。

委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 異議なしと認めます。よって、陳情第1号は採択されました。

暫時休憩いたします。

午前11時11分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（三木康弘君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第42 議案第41号 公平委員会委員の選任について

○議長（三木康弘君） 次に、日程第42、議案第41号公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

市長の説明を求めます。

小笠原市長。

○市長（小笠原 幸君） 遅くなりましたけども、おはようございます。

ただいま議長の許可がございましたので、公平委員会委員の選任についてをお願いしたいと思います。

次の方を公平委員会委員に委嘱をしたいと思っておりますので、議会のご同意をお願い申し上げます。その人は、住所は阿波市吉野町西条字原市124番地のお名前が後藤紘一さんでございます。また、生年月日は、昭和15年4月1日生まれでございます。

きょう提出するわけでございますが、この理由といたしましては、今まで大変お世話になっておりました前公平委員でございました、吉野町出身の岡田博文さんお亡くなりになりました。したがって、公平委員会委員に欠員が生じたので、後任委員を選任することについて同意を求めるものでございます。

なお、後藤紘一氏は人格高潔で、見識も高く、公平委員会委員として適任者であると考えておりますので、議会の皆様のご同意をお願い申し上げます。

なお、任期は、前任者の残任期間でございます。平成23年6月30日までとなります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（三木康弘君） 市長の説明が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議案第41号公平委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

~~~~~

#### 日程第43 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（三木康弘君） 次に、日程第43、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

市長の説明を求めます。

小笠原市長。

○市長（小笠原 幸君） ただいまは、満場のご同意をありがとうございました。

もう一件、諮問したいことがございます。それは、人権擁護委員の推薦について意見を求めることについてでございます。

次の方を人権擁護委員の候補者として推薦をいたしたいと思っておりますので、人権擁護委員会法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めたいと思っております。

その方の住所は、阿波市阿波町西原208番地の1、お名前は篠原えり子さんでございます。生年月日は、昭和26年1月30日生まれでございます。

きょうの2月28日の提出と、議会の開会日で、よろしく願いいたします。

理由といたしましては、現在人権擁護委員でございます篠原えり子さんの任期が平成2

0年6月30日付をもって満了することに当たり、引き続き委員をお願いすることにつきまして、法務大臣に対し候補者として推薦する必要があるため、議会の意見を求めるものでございます。

なお、篠原さんは、人格、識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員として最適任であると考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、任期は平成20年7月1日から平成23年6月30日までの3年間となりますので、どうぞよろしくお願いたします。終わります。

○議長（三木康弘君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり適任として答申いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号は原案のとおり適任として答申することに決定いたしました。

~~~~~

日程第44 発議第2号 非核日本宣言を求める意見書の提出について

○議長（三木康弘君） 次に、日程第44、発議第2号非核日本宣言を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

松永渉君。

○6番（松永 渉君） 6番松永渉、議長の許可をいただきましたので、発議第2号非核日本宣言を求める意見書の趣旨説明を行います。

この意見書につきましては、総務常任委員会で議員発議として提出することを決定したものであります。内容につきましては、核兵器のない世界を実現するための意見書であります。

2000年5月、核保有5カ国政府は、自国の核兵器の完全廃絶を明確な約束として受け入れ、世界は核兵器廃絶の希望を持って新たな世紀を迎えました。しかし、それ以後8年を経た今も約束実行の道筋はついていません。今なお、世界に膨大な核兵器が維持、配備され、核使用を示唆する発言さえ繰り返されています。新たな核兵器の開発や北朝鮮の核実験など、拡散の危険さえ現実のものとなっています。こうした状況を打開するため

に、唯一の被爆国である我が国が核兵器廃絶の提唱と促進と非核三原則の厳守を非核日本宣言として内外に宣言するとともに、各国に対して核兵器のない世界の実現のため積極的に取り組むことを働きかけるよう国に要望するものであります。議員の皆さんにはご賛同をいただき、ご協力をお願いします。

なお、提出先は、お手元の資料配付にしてあるとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（三木康弘君） 提出者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

発議第2号非核日本宣言を求める意見書の提出についてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前11時40分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（三木康弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

#### 日程第45 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（三木康弘君） 次に、日程第45、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お手元に配付いたしました申し出書のとおり、各委員長から閉会中の継続調査の申し出

がありました。

お諮りいたします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

次に、ただいま江澤信明君ほか6名から発議第3号公営施設（事業）民営化特別委員会の設置についてが提出されております。これを日程に追加し、直ちに議案といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたします。

~~~~~

追加日程第1 発議第3号 公営施設（事業）民営化特別委員会の設置について

○議長（三木康弘君） 追加日程第1、発議第3号公営施設（事業）民営化特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

江澤信明君。

○2番（江澤信明君） 議長の許可を得ましたので、発議第3号公営施設（事業）民営化特別委員会の設置について、上記の議案を別紙のとおり、阿波市議会委員会条例第6条及び阿波市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

名称は、公営施設（事業）民営化特別委員会を設置するものとする。設置の根拠、地方自治法第110条及び委員会条例第6条。目的は、市財政の強化及び市民サービスの向上。委員の定数は8名。調査期限は、第3に掲げる調査が終了するまで、閉会中の継続調査とする。

提出議員は私江澤信明、賛成議員は松永渉、正木文男、阿部雅志、岩本雅雄、出口治男、三木康弘。

以上でございます。

○議長（三木康弘君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

発議第3号公営施設（事業）民営化特別委員会の設置についてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 異議なしと認めます。よって、発議第3号公営施設（事業）民営化特別委員会の設置については原案のとおり決定されました。

暫時休憩いたします。

午後1時40分 休憩

午後1時43分 再開

○議長（三木康弘君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま副議長の篠原啓治君から副議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

この際、副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 月岡議員。

○15番（月岡永治君） それでは、今副議長から辞職願が出たと。それはそれでいいと思うんだけど、朝全員協議会を開き、また議運を開いて、議事日程というのは決めるべきじゃないですか、議会のルールとして。今出たから、急遽日程に上げるのでなしに、やっぱりそれが朝そのものが出てきてから、そのときに朝の全協の続きをやる、また議会運営委員会を開いてからやるのが筋だと思うんですけど、皆さんにお諮りしてください。これから、そういう場合はその場でやっていくっていうルールをつくるんですね、阿波市の方では。ちょっとお聞かせください。

○議長（三木康弘君） お諮りいたします。

ただいま月岡議員から、こういうふうな副議長から辞職願が出た場合、先に議運を必ず開いて再度協議するべきではないかという議論が出ておりますけれども、いかが取り計らいましょうか。

原田議員。

○19番（原田定信君） すべて会議規則の中にのっとりた中で私やったらいいと思います。これが正しいとの問題じゃなしに、会議規則でやっていくのが一番正確でないかな。であれば、とりあえず議会運営委員会を開いていただいて、その後々の日程分も含めてやっていただいたらというふうに思いますので、議会運営委員会を開催していただいたらいいというふうに思います。

○議長（三木康弘君） ほかに。

木村議員。

○10番（木村松雄君） ただいま原田議員がおっしゃったように、議会運営委員会を開いていただいて、その方向でお願いをいたします。

以上です。

○議長（三木康弘君） 三浦議員。

○20番（三浦三一君） 今、副議長の辞職を議長に提出したということで、前回のときも議運を開いて、した経験がございませんので、今のまま進めていただきたいというふうに思います。

○議長（三木康弘君） 議会運営委員会をただいまより開きたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後1時46分 休憩

午後2時12分 再開

○議長（三木康弘君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議会運営委員会を開きましたけれども、その内容について議会運営委員長から説明を求めます。

月岡永治君。

○議会運営委員長（月岡永治君） ただいま議長、副議長、それに議員8名で議会運営委員会を開きました。そして、今後の追加議案でございますけれども、副議長選挙をこれから追加議案に入れるように用意はできております。

また、その後の進んでいくであろうというものにも対応すると、それとあと今皆さん方

のお手元に配付してあるとおり、常任委員会、また監査委員、農業委員等のそのこのところの問題については、今度の新議長また今の議長のところで全員協議会等を開いて、皆さん方の意見を聞いて今後の対応を決めるということに決まりましたので、報告いたします。

○議長（三木康弘君） 議事内容については、ただいま議会運営委員長の説明のとおりであります。

この際、副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、篠原啓治君の退席を求めます。

〔篠原啓治君 退席〕

~~~~~

## 追加日程第2 副議長辞職の件について

○議長（三木康弘君） それでは、追加日程第2、副議長辞職の件についてを議題といたします。

まず、その辞職願を朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（藤井正助君） 事務局長でございます。議長の命令によりまして、副議長の辞職願を朗読させていただきます。

平成20年3月19日、阿波市議会議長三木康弘殿、阿波市議会副議長篠原啓治。

辞職願。このたび一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（三木康弘君） お諮りいたします。

篠原啓治君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 異議なしと認めます。よって、篠原啓治君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

〔篠原啓治君 入場〕

○議長（三木康弘君） 篠原啓治君、副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

ただいま副議長を辞職されました篠原啓治君からごあいさつがございます。

○7番（篠原啓治君） ただいま副議長を辞職ということで、一身上の都合でまことにご迷惑をかける次第でございますけれども、ただいま議長の許可がありまして、全員一致で辞任を認めるということでございます。2年間副議長として至らぬところ、いろいろとカバーをしていただきました議員にお礼を申し上げるとともに、理事者側にも多大なるご援助をいただき、まことにありがとうございました。

以上をもちまして、副議長退任のあいさつにかえさせていただきます。2年間どうもありがとうございました。（拍手）

~~~~~

追加日程第3 副議長選挙について

○議長（三木康弘君） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 異議なしと認めます。よって、追加日程第3、副議長選挙についてを日程に追加し、議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条の規定により、投票による場合と指名推選による場合とがあります。いずれの方法にいたしましょうか。

三浦議員。

○20番（三浦三一君） 指名推選でよろしく願いいたします。

○議長（三木康弘君） 森本議員。

○1番（森本節弘君） 投票でよろしく願い申し上げます。

○議長（三木康弘君） ただいま森本議員より投票の希望がございましたので、投票による選挙といたします。

選挙の方法についてお諮りをいたします。

選挙は単記無記名投票で行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 異議なしと認めます。よって、選挙は単記無記名投票で行います。

執行部の退席を求めます。

〔執行部 退席〕

○議長（三木康弘君） 議場の出入り口を閉じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（三木康弘君） ただいまの出席議員数は21名です。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（三木康弘君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（三木康弘君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

〔事務局長点呼、投票〕

○議長（三木康弘君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

〔執行部 入場〕

○議長（三木康弘君） それでは、開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番正木文男君、4番笠井高章君を指名いたします。よって、両名の立ち会いを願います。

投票箱を開き、投票の点検をさせます。

〔開 票〕

○議長（三木康弘君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数 21票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 21票

無効投票 0票

有効投票中

稲井隆伸君 13票

武田 矯君 5票

笠井高章君 3票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。よって、稲井隆伸君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました稲井隆伸君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

副議長に当選されました稲井隆伸君のあいさつをお願いします。

○13番（稲井隆伸君） ただいまは、副議長選挙で私に信任をいただきまして大変ありがとうございます。

私は、12年になりますかね、議会に出席するようになって。一番好かんのが、2年ごとにある議長選、副議長選です。ただいま13名の方、大変また特にありがとうございました。しかし、私は、21名議員の中でパイプ役として議会の運営等々、また阿波市発展のために自分の最大の努力をしたいと思えます。

非常に寂しいなと思うのは、前の議長にしましても、副議長にしましても、私は1票投じてあります。こんな冷たいもんかなと。

以上です。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（三木康弘君） それでは、次に、私一身上の都合によりまして、議長の席を副議長と交代をいたします。

暫時休憩をいたします。

午後2時34分 休憩

午後2時36分 再開

〔議長交代〕

○副議長（稲井隆伸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

三木議長と交代し、議事の運営をいたしますので、よろしくお願いたします。

ただいま、三木康弘君から議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（稲井隆伸君） 異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、三木康弘君の退席を求めます。

〔三木康弘君 退席〕

~~~~~

**追加日程第4 議長辞職の件について**

○副議長（稲井隆伸君） 追加日程第4、議長辞職の件についてを議題といたします。

まず、その辞職願を朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（藤井正助君） 事務局長でございます。副議長の命令によりまして、議長の辞職願を朗読いたします。

平成20年3月19日、阿波市議会副議長稲井隆伸殿、阿波市議会議長三木康弘。

辞職願。このたび一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○副議長（稲井隆伸君） お諮りいたします。

三木康弘君の議長の辞職を許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（稲井隆伸君） 異議なしと認めます。よって、三木康弘君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

〔三木康弘君 入場〕

○副議長（稲井隆伸君） ただいま議長を辞職されました三木康弘君からごあいさつがあります。

○16番（三木康弘君） 失礼をいたします。

ただいま、一身上の都合によりまして議長を辞職させていただきました。10カ月間にわたる短い期間でございましたけれども、初代議長、2代議長は旧町時代に議長をしておりましたので多少なれておりましたけれども、私は初めてでございまして、最初はふなれなもので、皆さんにご迷惑をおかけしたと思います。しかしながら、皆さんのご協力によりまして、無事大過なく議長職を務められましたことをありがたく思っておる次第でございます。少しは、議会の潮目も変わったかなというふうに思っております。

今後とも、稲井副議長を初め、新議長と一緒に、阿波市の発展のために微力を尽くしたいと思っております。どうぞ今後ともよろしく願いいたしまして、議長辞任のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

~~~~~

追加日程第5 議長選挙について

○副議長（稲井隆伸君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（稲井隆伸君） ご異議なしと認めます。よって、追加日程第5、議長選挙を日程に追加し、議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条の規定により、投票による場合と指名推選による場合があります。いずれの方法にいたしましょうか。

森本節弘君。

○1番（森本節弘君） 議長の選任も投票にてよろしくお願い申し上げます。

○副議長（稲井隆伸君） 議長選挙は投票によることにいたします。

選挙の方法についてお諮りいたします。

選挙は単記無記名投票で行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（稲井隆伸君） 異議なしと認めます。よって、選挙は単記無記名投票で行います。

執行部の退席を求めます。

〔執行部 退席〕

○副議長（稲井隆伸君） 議場の出入り口を閉じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（稲井隆伸君） ただいまの出席議員数は21名です。
投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○副議長（稲井隆伸君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（稲井隆伸君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○副議長（稲井隆伸君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

事務局長、点呼をお願いします。

〔事務局長点呼、投票〕

○副議長（稲井隆伸君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（稲井隆伸君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

〔執行部 入場〕

○副議長（稲井隆伸君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に5番児玉敬二君、6番松永渉君を指名いたします。よって、両名立ち会いをお願いします。

投票箱を開き、投票の点検をさせます。

〔開 票〕

○副議長（稲井隆伸君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 21票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 21票

無効投票 0票

有効投票中

稲岡正一君 13票

木村松雄君 8票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。よって、稲岡正一君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました稲岡正一君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

議長に当選されました稲岡正一君のごあいさつがあります。

○21番（稲岡正一君） それでは、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

ただいまは、名誉ある阿波市の議会議長にご選任をいただきまして、本当にありがとうございます。心から厚く御礼を申し上げます。

阿波市の4代目ということで、先輩の議長を見ならいまして、議会の円満な運営また公平な運営等を考えまして、微力ではございますけれども、一生懸命努めたいと思います。何分皆さん方の温かいご支援、ご協力が何より大切かと思っております。また、阿波市の発展と市民お一人お一人の幸せを願うというのが究極の我々の目的でないかと思っております。理事者ももちろん同じであろうと思っておりますので、いろいろなことがあろうかと思っておりますけれども、お互いに力を合わせまして、その目的のために努力をしてみたいと思っております。今後とも皆さん方の温かいご理解とご協力を心からお願いを申し上げまして、ごあいさつにかえたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。（拍手）

○副議長（稲井隆伸君） 議長が選挙されましたので、議長と交代いたします。ご協力ありがとうございました。（拍手）

暫時休憩します。

午後2時54分 休憩

午後2時55分 再開

〔議長交代〕

○議長（稲岡正一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

議運でもお話がありましたが、暫時休憩し、全員協議会を開きたいと思っておりますので、委員会室の方にお運びをお願いします。

午後 2 時 5 6 分 休憩

午後 4 時 1 4 分 再開

○議長（稲岡正一君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたしたいと思っております。

本日の会議は、午後 5 時を過ぎた場合時間延長をいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたします。

暫時休憩いたします。

午後 4 時 1 5 分 休憩

午後 6 時 1 1 分 再開

〔三木康弘君 退席〕

○議長（稲岡正一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま市長から議案第 4 2 号監査委員（議会選出）の選任についてが提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、監査委員（議会選出）の選任についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

~~~~~

**追加日程第 6 議案第 4 2 号 監査委員（議会選出）の選任について**

**議会広報特別委員会委員の選任について**

**庁舎特別委員会委員の選任について**

**地域活性化インターチェンジ調査特別委員会委員の選任について**

**公営施設（事業）民営化特別委員会の選任について**

○議長（稲岡正一君） 追加日程第 6、議案第 4 2 号監査委員（議会選出）の選任につい

てを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

小笠原市長。

○市長（小笠原 幸君） それでは、議案第42号、ただいま議長の特段のお計らいによりまして追加議案としてご承認をいただきましたので、私の方から監査委員（議会選出）の選任についてをお願いしたいと思います。

次の方を監査委員（議会選出）に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

記といたしまして、住所は阿波市阿波町下喜来273番地。氏名、三木康弘さん、生年月日は昭和26年12月15日生まれでございます。これを平成20年3月19日に提出ということでお願いをしたいと思います。

なお、提案理由の説明でございますけれども、このたび議員のうちから選任いたしておりました武田矯監査委員が、その委員の職を辞職されました。後任として、三木康弘議員を監査委員に選任いたしたく、提案するものでございます。皆様のご同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

○議長（稲岡正一君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

本案に対し質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

追加日程第6、議案第42号監査委員（議会選出）の選任についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

〔三木康弘君 入場〕

○議長（稲岡正一君） 三木康弘君が監査委員に選任されました。

三木康弘君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

監査委員に選任されました三木康弘君のごあいさつがあります。

○16番（三木康弘君） 失礼をいたします。

またまたのサプライズでございますけれども、小笠原市長より選任を受け、皆様の同意をいただきまして、議会選出の監査委員を拝命することになりました三木康弘でございます。議会の皆様の目となって監査を遂行してまいりますので、どうぞ今後ともご指導、ご鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますけれども、監査委員就任のあいさつとさせていただきます。今後、よろしくお願い申し上げます。（拍手）

○議長（稲岡正一君） それでは、本日付で議会広報特別委員会委員の正木君、松永君、阿部君、三浦君、木村君、庁舎特別委員会の委員、出口君、阿部君、稲井君、岩本君、そして私稲岡、児玉君、木村君、月岡君、地域活性化インターチェンジ調査特別委員会の委員の笠井君、江澤君、三浦君、吉川君、正木君、松永君、篠原君、吉田君からそれぞれ辞職願が提出され、委員会条例第14条により、議長において許可をいたしました。よって、議会広報特別委員会委員、庁舎特別委員会委員、地域活性化インターチェンジ調査特別委員会委員が欠けましたので、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、議会広報特別委員会委員に、正木文男君、木村松雄君、松永渉君、三木康弘君、森本節弘君、江澤信明君、庁舎特別委員会委員に、出口治男君、木村松雄君、正木文男君、吉田正君、原田定信君、吉川精二君、篠原啓治君、森本節弘君、地域活性化インターチェンジ調査特別委員会委員に、三木康弘君、岩本雅雄君、笠井高章君、吉川精二君、松永渉君、児玉敬二君、出口治男君、月岡永治君、先ほど設置されました公営施設（事業）民営化特別委員会の委員に、江澤信明君、武田矯君、笠井高章君、原田定信君、木村松雄君、松永渉君、阿部雅志君、三浦三一君、以上、それぞれ選任いたしましたので、ご報告いたします。

各特別委員会委員におかれましては、特別委員会を開催し、正・副委員長を互選していただきますようお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後6時20分 休憩

午後6時22分 再開

○議長（稲岡正一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各委員会において委員長、副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

議会広報特別委員会委員長に正木文男君、副委員長に三木康弘君、庁舎特別委員会委員長に出口治男君、副委員長に吉田正君、地域活性化インターチェンジ調査特別委員会委員長に三木康弘君、副委員長に岩本雅雄君、公営施設（事業）民営化特別委員会委員長に三浦三一君、副委員長に笠井高章君、以上、それぞれ選任されましたので、ご報告をいたします。

次に、徳島中央広域連合議会、中央広域環境施設組合議会、阿北火葬場管理組合議会、阿北特別養護老人ホーム組合議会、阿北環境整備組合議会、板野郡西部学校給食組合議会のそれぞれの議会議員の辞職について報告いたします。

本日付で、徳島中央広域連合議会議員の三木君、篠原君、月岡君、原田君、中央広域環境施設組合議会議員の三木君、篠原君、木村君、出口君、月岡君、吉川君、稲岡、阿北火葬場管理組合議会議員の原田君、松永君、稲井君、江澤君、岩本君、阿北特別養護老人ホーム組合議会議員の原田君、稲井君、笠井君、正木君、児玉君、香西君、吉田君、阿北環境整備組合議会議員の原田君、月岡君、児玉君、笠井君、森本君、三浦君、阿部君、板野郡西部学校給食組合議会議員の篠原君、阿部君、出口君、木村君から辞職願が組合等の議会議長に提出され、許可されております。それぞれ組合等の議会議長により後任者の選任依頼が来ております。

お諮りいたします。

それぞれの議員選出についてを日程に追加し、追加日程第7、徳島中央広域連合議会の議員選出について、追加日程第8、中央広域環境施設組合議会の議員選出について、追加日程第9、阿北火葬場管理組合議会の議員選出について、追加日程第10、阿北特別養護老人ホーム組合議会の議員選出について、追加日程第11、阿北環境整備組合議会の議員選出について、追加日程第12、板野郡西部学校給食組合議会の議員選出について、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたします。

~~~~~

追加日程第7 徳島中央広域連合議会の議員選出について

○議長（稲岡正一君） 追加日程第7、徳島中央広域連合議会の議員選出についてを議題

といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

直ちに指名をいたします。

徳島中央広域連合議会の議員に稲井隆伸君、出口治男君、松永渉君、稲岡正一、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました4名を当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたします。

ただいま当選されました稲井隆伸君、出口治男君、松永渉君、稲岡正一が議場におられますので、会議規則第32条の第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

~~~~~

#### **追加日程第8 中央広域環境施設組合議会の議員選出について**

○議長（稲岡正一君） 追加日程第8、中央広域環境施設組合議会の議員選出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法について、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選といたしたいが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

直ちに指名をいたしたいと思います。

中央広域環境施設組合議会の議員に正木文男君、吉川精二君、出口治男君、木村松雄君、三浦三一君、阿部雅志君、稲岡正一の以上7名を指名をいたします。

お諮りいたします。

ただいま指名をいたしました7名を当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたします。

ただいま当選されました正木文男君、吉川精二君、出口治男君、木村松雄君、三浦三一君、阿部雅志君、稲岡正一が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

~~~~~

追加日程第9 阿北火葬場管理組合議会の議員選出について

○議長（稲岡正一君） 追加日程第9、阿北火葬場管理組合議会の議員選出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ござい

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

直ちに指名をいたします。

阿北火葬場管理組合議会の議員に吉田正君、児玉敬二君、原田定信君、江澤信明君、稲岡正一の以上5名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました5名を当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定をいたしました。

ただいま当選されました吉田正君、児玉敬二君、原田定信君、江澤信明君、稲岡正一が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

~~~~~

#### 追加日程第10 阿北特別養護老人ホーム組合議会の議員選出について

○議長（稲岡正一君） 追加日程第10、阿北特別養護老人ホーム組合議会の議員選出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

直ちに指名をいたします。

阿北特別養護老人ホーム組合議会の議員に稲井隆伸君、香西和好君、岩本雅雄君、出口治男君、原田定信君、篠原啓治君、稲岡正一の以上7名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました7名を当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定をいたしました。

ただいま当選されました稲井隆伸君、香西和好君、岩本雅雄君、出口治男君、原田定信君、篠原啓治君、稲岡正一が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

~~~~~

追加日程第11 阿北環境整備組合議会の議員選出について

○議長（稲岡正一君） 追加日程第11、阿北環境整備組合議会の議員選出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

直ちに指名をいたします。

阿北環境整備組合議会の議員に笠井高章君、三木康弘君、原田定信君、江澤信明君、木村松雄君、森本節弘君、稲岡正一の以上7名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました7名を当選人と定めることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたします。

ただいま当選されました笠井高章君、三木康弘君、原田定信君、江澤信明君、木村松雄君、森本節弘君、稲岡正一が議場におられますので、会議規則第32条第2項の定めによって、当選の告知をいたします。

~~~~~

#### 追加日程第12 板野郡西部学校給食組合議会の議員選出について

○議長（稲岡正一君） 追加日程第12、板野郡西部学校給食組合議会の議員選出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

直ちに指名をいたします。

板野郡西部学校給食組合議会の議員に木村松雄君、出口治男君、森本節弘君、阿部雅志君、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました4名を当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定をいたしました。

ただいま当選されました木村松雄君、出口治男君、森本節弘君、阿部雅志君が議場にお

られますので、会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

議事の都合により休憩いたします。

午後6時35分 休憩

午後6時36分 再開

〔岩本雅雄君、吉川精二君、木村松雄君、三浦三一君 退場〕

○議長（稲岡正一君） 小休前に引き続き会議を開きます。

次に、本日付で農業委員会委員の吉田君、松永君、出口君、阿部君から辞任願が農業委員会会長に提出され、許可されております。農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定に基づき、4名の委員を推薦いたしたいと思っております。

お諮りいたします。

農業委員会委員の推薦についてを日程を追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたします。

~~~~~

追加日程第13 推薦第1号 農業委員会委員の推薦について

○議長（稲岡正一君） 追加日程第13、推薦第1号農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

推薦の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、指名の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、議長によって指名することに決定いたしました。

農業委員会委員に岩本雅雄君、吉川精二君、木村松雄君、三浦三一君の以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました4名を農業委員会委員に推薦することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました4名を議会推薦に係る農業委員会委員として推薦することに決定いたしました。

〔岩本雅雄君、吉川精二君、木村松雄君、三浦三一君 入場〕

○議長（稲岡正一君） ただいま推薦されました岩本雅雄君、吉川精二君、木村松雄君、三浦三一君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって告知をいたします。

お諮りいたします。

今定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

閉会に当たりまして市長からごあいさつがございます。

小笠原市長。

○市長（小笠原 幸君） それでは、閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

先ほどの議会におきまして、議長に稲岡正一氏、副議長に稲井隆信氏が選任され、各特別委員会の委員長、副委員長を初め、委員構成も決定されました。また、各組合議会の議員並びに議会推薦の農業委員会委員の方々も選任されました。稲岡議長を初め、稲井副議長、その他の各種委員も選任されました。皆様方には、ご就任を心からお祝いを申し上げます。市政運営、発展のために、変わらぬご指導とご協力をお願いいたしますとともに、今後のご活躍をご期待申し上げます。

また、退任されます前三木議長と篠原副議長には、市勢の発展と円満な議会運営に尽力をされましたことに心から敬意を表しますとともに、感謝申し上げます。ありがとうございます。

ございました。お世話になりました。

さて、本定例会は、2月28日開会以来、本日まで21日間の長きにわたり開催されてまいりました。今議会は、平成20年度の当初予算案件を初め、多数の重要な議案審議をお願いした議会でありましたが、提案いたしました議案につきましては、慎重にご審議の上、全議案原案どおりご承認いただき、まことにありがとうございました。本議会において賜りました貴重なご意見、ご指摘等につきましては、今後の市政運営に十分配慮をしてみたいと考えております。

これから、日を迫うごとに暖かさが増し、万物が目覚める好季節を迎えます。桜の開花ももうすぐそこまで来ていますが、議員各位には健康には十分ご留意をいただき、引き続き市勢発展のためご活躍いただきますようお願い申し上げまして、閉会に当たりましての心からのお礼のごあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長（稲岡正一君） これで本日の会議を閉じます。

平成20年第1回阿波市議会定例会を閉会いたします。

午後6時42分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

旧 議 長

新 議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員